

## <ソフトウェア使用許諾契約書>

本ソフトウェア「K2 Viewer」（以下「本ソフトウェア」といいます）をご使用するにあたり、お客様には、IMV 株式会社（以下「当社」といいます）のソフトウェア使用許諾契約書（以下「本契約書」といいます）にご同意いただく必要があります。

本契約書にご同意いただけない場合は、本ソフトウェアをご使用いただけません。

### 第1条 著作権

1. 本ソフトウェアに関する著作権等の知的財産権は、当社に帰属します。
2. 本ソフトウェアとともに提供される取扱説明書等の関連資料（以下「関連資料」と記載します）の著作権等の知的財産権は、当社に帰属します。

### 第2条 使用許諾

お客様は、本契約書の条項を厳守することを条件に、本ソフトウェアを使用する非独占的な権利を取得します。

### 第3条 制限事項

1. お客様は、本ソフトウェアのリバースエンジニアリング、逆コンパイル、逆アセンブル、解析をすることはできません。
2. お客様は、本契約書に明示的に許諾されている場合を除いて、本ソフトウェアの使用、全部または一部を複製、改変等を行うことはできません。
3. お客様は、有償・無償を問わず、本ソフトウェアを第三者に使用許諾、貸与またはリースすることはできません。
4. お客様は個人利用を目的としてのみ、関連資料の複製ができ、いかなる媒体でもこれらを第三者に供与することはできません。

### 第4条 免責事項

1. 本ソフトウェアに不具合等の瑕疵が存在した場合でも、当社はいかなる保証もいたしません。
2. 本ソフトウェアの利用により、ハードウェアやデータ等に支障をきたした場合でも、当社はいかなる責任も負いません。
3. お客様が本ソフトウェアの使用によって受けられた損害に対して、当社はいかなる責任も負いません。ただし、当社に帰責事由がある場合はこの限りではありません。当社が損害賠償責任を負う場合においても、当社は社会通念上の通常損害を超える損害に対する責任を負いません。
4. 本ソフトウェアに関する、第三者との間の紛争等に対して、当社はいかなる責任も負い

ません。

#### 第5条 契約期間

本契約は、本ソフトウェアのインストールもしくは使用開始時に発効し、本ソフトウェアおよび関連資料を廃棄するまで継続するものとします。

ただし、契約期間内であってもお客様が本契約に違反した場合には、当社はお客様との契約を解除することができます。

#### 第6条 その他

本ソフトウェアおよび関連資料を海外に持ち出す場合には、お客様は日本国外国為替及び外国貿易法、米国輸出管理法およびその他の国の貿易規制に関する法令を遵守しなければなりません。また本契約は、日本法を準拠法とします。

平成 28 年 1 月 1 日

IMV 株式会社